

助成金と失業給付について

号外No.1の発行後、お問い合わせの多い【助成金】【失業給付の特例措置】について再度お知らせ致します。

雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成するものです。

中小企業緊急雇用安定助成金

この助成金は、雇用調整助成金の助成内容等を拡充した助成金です。

今回の震災影響により、売上減少に該当される事業所様も多いことと思われまます。
しかし、売上減少を補てんするための助成金ではなく、雇用を守るための助成金であるをご認識下さい。

今回、助成金の受給について調べている際に、分かりやすい助成金活用ガイドと巡り会いました。

鳥取県の社会保険労務士事務所様のホームページでした。リンク許可のお願いをしたところ、快く承諾を頂きました。被災地域の特例措置を更新までして頂き、さらに使いやすくして頂きました。
遠く離れた方からの復興に向けてのお気持ちをありがたくお受けしました。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金のその場で分かる助成金受給診断は質問に答えるだけで助成金が受けられるか、対象外なのか判断をすることが可能です。

助成金をお考えのお客様は一度サイトをご覧ください。

その場で分かる助成金受給診断

雇用調整助成金 <http://www.jyoseikin-guide.com/sindan-hp/001/index.html>

中小企業緊急雇用安定助成金 <http://www.jyoseikin-guide.com/sindan-hp/002/index.html>

実際の手続きについては、盛岡ハローワークへ電話にて問い合わせとしたところ、手続きは窓口にて専用の様式があるため、そちらにご記入後、添付書類と共に提出をする流れです。

ハローワーク <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/iwate/index.html>

雇用保険失業給付の特例措置について

こちらは、直接震災に遭われた方に給付される、失業給付です。休業にも対応されています。

【概要】

- ① 業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できます（休業）。
- ② 災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できません（離職）。

※災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業した場合または一時的な離職をした場合が対象となります。

※上記の失業給付は、雇用保険に6カ月以上加入しているなどの要件を満たす方が対象となります。

【特例措置の利用に当たっての留意事項】

- 上記①に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「休業証明書（通常の離職証明書と同様の様式）」を提出していることが必要です。
来所される際に、事業主から交付される「休業票」をご持参ください。
- 上記②に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「離職証明書」を提出していることが必要です。
来所される際に、事業主から交付される「離職票」をご持参ください。
※事業所から「休業票」や「離職票」を受け取れる状態にない場合は、その旨、ハローワークにご相談ください。
- この特例措置制度を利用して、雇用保険の支給を受けた方については、受給後に雇用保険被保険者資格を取得した場合に、今回の災害に伴う休業や一時的離職の前の雇用保険の被保険者であった期間は被保険者期間に通算されませんので、制度利用に当たってはご留意願います。
要するに、この特例を受給された方は、失業保険の給付を受け取ることになるので、働き始めましたら、新たに雇用保険に入ることになります。

直接震災被害に遭われた従業員がいらっしゃる事業者は、従業員の方々の雇用を守るために、この雇用保険失業給付特例措置をご提案致します。事務所での申請となり、直接従業員の方々に給付をされます。
ご相談窓口はこちらも、お近くのハローワークとなります。

ハローワーク <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/iwate/index.html>

震災前の岩手、宮城、福島3県沿岸部の就労者数は約84万人に上るそうです。

このうち、何人の方が通常通り仕事が出来ているのでしょうか。被災地では相当の方が働くことも出来ず失業・休業を余儀なくされています。失業されている方には家族も居ます。

震災で両親を失った孤児の人数が発表されていました。宮城県内で16人（4/1現在）岩手県でも孤児も為に「国立岩手山青少年交流の家」に孤児たちを集め、寄宿舎代わりにすることも検討中とのことでした。

これからの日本を背負う子供たちを守るためにも、雇用を守ることはもちろん、誰にでも手を差し伸べることが出来る社会になって欲しいと思います。